

中小事業者省エネ設備等導入支援事業補助金 よくある質問 Q&A

Q1. 年間エネルギー使用量原油換算 1,500 kℓとはどのように換算するのですか？

A. エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則に規定されています。燃料の持つ熱量（数量×発熱量）1（ギガジュール）を原油0.0258（kℓ）として換算します。都市ガスの発熱量は供給されているガスの実質値となります。省エネ診断を受診すれば、年間の原油換算使用量が診断結果として報告書に記載されます。

Q2. 年間エネルギー使用量 1,500 kℓとは、いつの時点のエネルギー量ですか？

A. 令和3年度のエネルギー使用量を示します。

Q3. エネルギーの使用量等に制限はありますか？

A. エネルギーの種類、使用量の制限はありませんが、省エネルギーセンターの省エネ最適化診断が前提ですので省エネルギーセンターが診断できない場合は対象外です。

Q4. エコアクション21(またはISO14001)を取得するにはどのような手続きが必要ですか？

A. エコアクション21については、当協会内のひょうごEMS支援センターにご相談ください。また、ISO14001については、公益財団法人日本適合性認定協会のホームページに、認定されたマネジメントシステム認定機関が掲載されていますので、お近くの認定機関に直接お問い合わせください。

Q5. 補助金申請の為にエコアクション21の申込みをすれば対象になりますか？

A. エコアクション21の審査申込みをしてから書類及び現地審査を経て、地域判定委員会で合格後に申請が可能です。審査申込みから6ヶ月以上必要となります。

Q6. 事業所を新規立地等する際に太陽光発電設備等を設置する場合、省エネ診断は受診できないのですか？

A. 事業所の新規立地、建て替えなど様々なパターンがありますので、省エネ診断が可能かどうかは、（一社）省エネルギーセンターに直接お問い合わせください。
(TEL 03-5439-9732)
問い合わせの結果、書エネ診断が受診可能であれば、当協会を経由して省エネルギーセンターに申し込んでいただくことになります。省エネ診断ができないとの回答があった場合には、当協会にご相談ください。

Q7. 本社は県外なのですが兵庫県内に事業所がある場合、対象となりますか？

A. 兵庫県内の事業所であれば対象となります。

Q8. 兵庫県内に事業所が複数あるのですが、それぞれで申請できますか？

A. 1法人1回としていますので、1事業所での申請となります。

Q9. 今年度と来年度の2回にわけて省エネ改修を考えていますが、2回補助金の申請ができますか？（過去に補助金を受けたのですが、今年度も申請できますか？）

A. 一度補助を受けた場合は対象となりません。1法人1回までとなります。

Q10. 省エネ最適化診断で提案を受けた省エネ設備の更新・改修とは具体的にどういうことですか？

A. 省エネ最適化診断を受診すると、受診結果報告書が送られてきます。その報告書に提案（記載）された設備の更新・改修が対象となります。提案されていない内容や省エネ設備の新設は補助対象となりません。また、工場等を新設する際の省エネ設備の導入経費も対象となりません。

Q11. 窓以外の建物の断熱、遮熱等は対象となりますか？

A. 対象となりません。建物の改修は、省エネ最適化診断で提案を受けた二重窓および高断熱サッシへの改修のみが対象です。

Q12. EMS(エネルギー管理システム)装置は対象となりますか？

A. EMS単独ではなく、省エネ設備への更新と併せて設置する場合は、対象となります。

Q13. 太陽光発電設備など再生可能エネルギー設備の補助金申請には経済産業省の事業計画認定が必要ですか？

A. FIT（固定価格買取制度）を利用する場合は、令和4年4月以降に経済産業省から事業計画認定を受けた設備が補助対象となります。

Q14. オンサイトPPAモデル事業の事前協議書は、いつ提出すればいいですか？

A. 省エネ最適化診断の申し込みをする前に、当協会へ提出してください。現地に建築士を派遣して事前協議書の計画内容を確認します。

Q15 リースによる導入は対象となりますか？

A. 対象となります。

Q16. 他の補助金を同時に受けることは可能ですか？

A. 他の補助金（国庫補助金を財源とする補助金を除く。）を同時に受けることは可能ですが、申請者の負担額を上回らない額を限度に補助します。

Q17. すでに工事に着手しているのですが、補助金を受けることは可能ですか？

A. 対象となります。補助金の交付決定後に着手する事業が対象となります。

Q18. 工事はいつまでに完了させる必要がありますか？

A. 工事完了後、3月10日までに実績報告書を提出する必要があります。それに間に合うように工事を完了してください。